



企 水 経 第 116 号
令和 7 年 8 月 4 日

宮城県企業局経営審査委員会委員長 殿

宮城県公営企業管理者 千葉 衛



運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について（諮問）

このことについて、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
第 21 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

令和 7 年度における宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の
運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングの適正性について答申していただくよ
う求めるもの。



企 水 経 第 116 号
令和 8 年 8 月 12 日

宮城県企業局経営審査委員会委員長 殿

宮城県公営企業管理者 千葉 衛



運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について（諮問）

このことについて、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
第 21 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

突発的な事象による増加費用に係る県と運営権者の協議結果の妥当性について答申して
いただくよう求めるもの。



企水経第 117 号

令和 8 年 8 月 12 日

宮城県企業局経営審査委員会委員長 殿

宮城県公営企業管理者 千葉 衛



運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について（諮問）

このことについて、公営企業の設置等に関する条例（昭和 49 年宮城県条例第 8 号）
第 21 条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

令和 8 年度における宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）の
運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングの適正性について答申していただくよ
う求めるもの。